

平成28年度 第2回機関保証制度検証委員会 議事要旨（案）

1. 日 時 平成29年1月27日（金） 15：00～17：00

2. 場 所 JICA市ヶ谷ビル 2階 セミナールーム201AB

3. 議 事

- (1) 平成29年度奨学金事業予算案について
- (2) 日本国際教育支援協会における事業計画について [1]
- (3) 民間シンクタンクによる分析結果等（中間報告）

4. 出席者

◎委員

遠藤委員、近藤委員、宗野委員、丹野委員、林委員長（委員長）、大森委員、大木委員

○（独）日本学生支援機構（以下、「機構」）

遠藤理事長、高橋理事長代理、藤森奨学事業戦略部長、大石債権管理部長、谷江機関保証業務課長

■（公財）日本国際教育支援協会（以下、「協会」）

岸機関保証課長

●分析業務受託業者

アクセンチュア株式会社

5. 議事概要

・第1回機関保証制度検証委員会議事要旨（案）について

宗野委員より、発言内容の補足説明があった。内容は次のとおり。

◎ 委員

新所得連動返還型奨学金制度導入後の最低返還月額が2,000円であるため、13月滞納した金額で代位弁済請求するのは如何なものかという意見もありうるのではないかと前回の委員会で発言したが、その趣旨は、延滞13月目で代位弁済請求を行うという現行の取扱いに問題があるというものではない。最低返還月額の場合、滞納額が26,000円で代位弁済請求され、滞納額だけを見ると違和感を持つ者がいるかもしれないという趣旨での発言である。所得に応じて返還月額が決まるのであるから、返還者によって返還月額が異なっても所得に対する負担感は同じであるという仕組みであることに鑑みれば、延滞月数を代位弁済請求の条件と

するのは公平な基準といえる。現行のルールに問題があるというわけではないので、その点を補足しておく。ただ、今後、違和感を持つ者が出てくるかもしれないので、代位弁済請求の条件については、手引き等で丁寧に説明しておくのがよいと考える。

・ 議事（１）平成２９年度奨学金事業予算案について

機構より、机上資料１に基づき説明が行われた。

・ 議事（２）日本国際教育支援協会における事業計画について〔１〕

協会より、机上資料２に基づき説明が行われた。なお、説明冒頭において、保証料率の引下げや新所得連動返還型奨学金制度の選択率等の不透明な要素が存在するため現時点では将来の事業計画の報告は致しかねる旨、今回提示する事業計画については平成２７年度の実績やアクションプランについてのみ説明する旨、発言があった。

委員との質疑応答は次のとおり。

【機関保証センターの運営体制について】

◎ 委員

機関保証センターの平成２７年度の運営体制について、予定は１１名体制と記載されているが、実績は１０名となっている。実績が予定を下回った理由はなにか。

■ 協会

採用が計画どおりにいかなかったことが理由である。

【求償権の回収について】

◎ 委員

求償権の回収に関する新たな施策として、協会からの督促に回答がなく返済能力が不明である者に対して、試験的に支払督促申立を実施したとある。この点について、返済者全体に占める対象者の構成比率はどのくらいか。

■ 協会

構成比率については申し上げられないが、求償権を取得後１０年経過する前に支払督促申立を実施した。

◎ 委員

新たな回収策として記載されているSMS（ショートメッセージサービス）送信について確認したい。SMS送信は、内容証明郵便による督促書を送付した後のフォローという施策で

あるということか。

■ 協会

SMS送信は、内容証明郵便による督促書を送付しても効果がない者に対する新たな施策として、債権回収会社において実施している。

◎ 委員

SMSは電子メールに類似するものであるが、携帯電話番号を宛先とする点で異なる。なお、文面に個人情報含まれず、連絡を求める内容にとどまる。SMSの不着という事態はあるものの、誤送信等のトラブルはない。

■ 協会

SMSの1件当たりの送信コストは、内容証明郵便の送付の1件当たりのコストに比較して、かなり低額になっているにもかかわらず、内容証明郵便を送付した者からの入金割合の半分近くとなっている。このことに鑑み、SMS送信は効果的な施策であると考えている。

◎ 委員

SMSを送信することに法的な問題はないか。

◎ 委員

正当な手段で入手した情報に基づいて送っているので問題はない。なお、応答の有無については、対象者の受け止め方次第であろう。

◎ 委員

督促書に応答がない場合にSMSが送信される旨を記載したほうが、SMS送信後の反応がよくなるのではないか。

■ 協会

請求であることが予め分かっていると、SMSが開封されない可能性がある。

【保証料について】

◎ 委員

保証料の運用規模の前提となる徴収保証料の見込みについては、どのような前提を置いているのか。

◎ 委員

0.693%で固定された保証料率に基づき決定されていると理解している。なお、昨年度の本委員会においては、保証料率を見直すという議論があったように思う。

◎ 委員

徴収保証料の将来的な見込みについて、どのような前提で数字を出しているのか確認したか

った。保証料率を変更していない前提での計画値であるということで理解した。

(3) 民間シンクタンクによる分析結果等（中間報告）

分析業務受託業者より、机上資料3に基づき説明が行われた。

委員との質疑応答は次のとおり。

◎ 委員

新所得連動返還型奨学金制度の導入による影響の分析はどのようなものか。

● 分析業務受託業者

第3回機関保証制度検証委員会で報告予定である。

○ 機構

第1回委員会において、分析業務受託業者による分析の方向性について了解をいただいている。分析の前提にある事項の詰めを急いで、適宜報告を行いながら進めていきたい。

◎ 委員

高等専門学校の延滞率が悪化しているとの報告があったが、専修学校についてはどうか。

● 分析業務受託業者

高等専門学校の延滞債権数は数十件程度であるため、全体に与える影響は限定的である。専修学校の延滞率は他の学種と比較すると高いが、低下傾向にあるため今後も低下するのではないかと考えられる。

◎ 委員

全体の傾向の中に包含されるという理解でよいか。

● 分析業務受託業者

ご指摘のとおりである。

◎ 委員

新所得連動返還型奨学金制度が導入されても、保証料率は一律という取扱いとなるのであろうか。

○ 機構

一律にすれば管理はしやすい。新所得連動返還型奨学金制度と定額返還型を区分して保証料率を設定した場合、きちんと制度を運用できるかどうかも考えなければいけない。

(以上)